国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和5年1月 13 日 14 時 00 分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

中村設備工業株式会社

期間：令和5年1月 13 日から令和5年2月 12 日まで（1ヵ月）

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役が、法人税法違反及び消費税法違反等の罪で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

＜取扱い＞ ――――――

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞ 国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局
総 務 部 契 約 課 TEL 06-6942-1141
契 約 課 長 山腰（やまこし） 祐司（ゆうじ）（内線 2511）
建 設 専 門 官 濱口（はまぐち） 哲至（さとし）（内線 2512）
総務部経理調達課 TEL 078-391-7576
経 理 調 達 課 長 中川（なかがわ） 勝文（かつふみ）（内線 6310）
経理調達課長補佐 野口（のぐち） 道久（みちひさ）（内線 6313）

令 和 5 年 1 月 13 日

近 畿 地 方 整 備 局

中村設備工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役は、令和4年10月27日、法人税や消費税等を脱税したとして、法人税法違反及び消費税法違反等の罪で和歌山地方検察庁に起訴された。

2. 指名停止措置理由

中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役が法人税法違反及び消費税法違反等の罪で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 中村設備工業株式会社
和歌山県和歌山市市小路194－1
代表取締役　中村　恒夫

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年1月13日から令和5年2月12日まで（1ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

（不正又は不誠実な行為）
15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。